

(様式1)

男 教 第 1484 号

令 和 7 年 1 月 30 日

文部科学大臣 殿

秋田県男鹿市長 菅原広二

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に
基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

男鹿市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和5年度～令和6年度（2年間）

(担当)

男鹿市教育委員会教育総務課総務班 村井

住所：秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1

電話：0185-24-9100

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

脇本第一小学校の屋内運動場について、個別施設計画に基づき長寿命化を図る。
昭和59年の建築から20年以上経過しており、屋根や外壁の老朽化が著しいため改修を行う。

北陽小学校の屋内運動場について、個別施設計画に基づき長寿命化を図る。
平成13年の建築から20年以上経過しており、屋根や外壁の老朽化が著しく雨漏りが多発しているため改修を行う。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

統廃合となる学校の空調設備等を他の5校の特別教室等に移設し、教育環境の改善を図る。

に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

学校統合を計画的に推進するため、船越小学校と弘戸小学校の統合にあわせて船越小学校の校舎を改修し、令和7年度の開校を目指す。

統合先となる船越小学校は昭和51年に建築され、平成18年に耐震補強工事及び大規模改修工事が行われて以降、必要に応じて改修・修繕工事を行ってきた。しかし、現状では、屋根、外壁及び内装や実験台等の家具に加え、設備機器や配管の経年劣化が著しいことから大規模改修を行い、統合校として教育環境の改善を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		6 校
中学校		2 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	7 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年1月
国土強靱化地域計画※2	有	平成29年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標等を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果等を市のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]

(別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築	
		(財)地震改築	地震財特法(Is値0.3未満)
02	長寿命化改良事業	長寿命化事業	
		予防改修事業	
03	不適格改築	不適格改築	
		(特)地震改築	地震特措法(Is値0.3未満)
		(特)地震改築(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
備計画	津波移転改築	津波移転改築	
05	補強	大規模改造(補強)	
		地震補強	地震特措法(Is値0.3以上)
		(特)地震補強	地震特措法(Is値0.3未満)又は地震財特法(Is値0.3未満)※
		(特)地震補強(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
06	大規模改造(質的整備)	男鹿市公立学校等施設整備計画	
		大規模改造(トイレ)	
		令和5年度～令和6年度(2年間)	
		大規模改造(スプリンクラー)	
		大規模改造(空調)	
		大規模改造(バリアフリー)	
		大規模改造(防犯)	
		大規模改造(特別防犯)	
07	学校統合に伴う既存施設の改修	統合(改修)	
08	屋外教育環境の整備に関する事業	屋外教育環境	屋外運動場
09	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築	へき集、教員宿舍等	寄宿舎、集会室、教員宿舍
10	特別支援学校(幼稚部)の新增築	特支(幼・高)	寄宿舎を含む
11	特別支援学校(高等部)の新增築	特支(幼・高)	
12	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	特支(廃校・余裕教室等改修)	
13	奄美高校の増築	中等後期【沖縄・奄美】	
		高校(全日)【沖縄・奄美】	
14	幼稚園の園舎の新增築	幼稚園	
		幼稚園定員引下げ	
15	筑波嵩上げ	小校	
		中校	
		義務校	

※地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)における地震防災緊急事業五箇年計画又は地震防災対策強化地域における地震対策
 ※緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)における地震対策緊急整備事業計画に基づき、それぞ
 ※実施すること。

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
16	公害	公害改築	
		公害(防止)	
17	火山	火山改築	
		公害(降灰)	
18	産業教育施設の整備	一般施設	
		普通科等家庭科	
		専攻科	
		共同利用施設	産業教育共同利用施設
		農業経営者育成	農業経営者育成高等学校拡充整備
		実習船	
19	学校給食施設の新增築	単独校調理場(新增築)	
		共同調理場(新增築)	
20	学校給食施設の改築	単独校調理場(改築)	
		共同調理場(改築)	
21	地域スポーツセンター新改築、改造	スポーツセンター(新改築)	
		スポーツセンター(改造)	
22	地域水泳プールの新改築	屋内スイミング(一般)	
		屋内スイミング(耐震強化)	
		屋内スイミング(浄水型)	
		屋内浄水型水泳プール	
		屋外地域スイミング(浄水型)	
		屋外浄水型水泳プール	
23	地域屋外スポーツセンター新改築	屋外スポーツ(運動場)	
		屋外スポーツ(クラブハウス)	
		屋外スポーツ(照明施設)	
24	地域武道センター新改築	武道センター(柔・剣道場)	
		武道センター(弓道場)	
25	社会体育施設の耐震化	社会体育施設耐震化	構造体の耐震化、建築非構造部材の耐震対策等
26	社会体育施設の質的整備事業	社体の質的整備(グリーン)	
		社体の質的整備(空調)	
		社体の質的整備(トイレ)	
27	学校水泳プール(屋外)新改築	学校水泳プール(屋外)	
28	学校水泳プール上屋新改築	学校水泳プール(上屋)	
29	学校水泳プール(屋内)新改築	学校水泳プール(屋内)	
30	学校水泳プール耐震補強	学校水泳プール耐震補強	
31	中学校武道場新改築	中学校武道場(新改築)柔・剣道場等	
		中学校武道場(新改築)弓道場	
32	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化	
33	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等	
99	その他	その他	